

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県基金条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
28 鳥取県	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（ <u>新型インフルエンザ</u> 等対策特別措	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる	28 鳥取県	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（ <u>新型インフルエンザ</u> 等対策特別措	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる
			(2) (1)のほか、一般	とき。				(2) (1)のほか、一般	とき。

策基  
金

置法等の一部を改  
正する法律（令和  
3年法律第5号）  
第1条の規定によ  
る改正前の新型イ  
ンフルエンザ等対  
策特別措置法（平  
成24年法律第31  
号）附則第1条の  
2第1項に規定す  
る新型コロナウイルス感  
染症をい  
う。）の対策に要す  
る経費に充てるこ  
と。

会計歳入歳  
出予算に計  
上して基金  
に積立て

策基  
金

置法（平成24年法  
律第31号）附則第  
1条の2第1項に  
規定する新型コロ  
ナウイルス感染症  
をいう。）の対策に  
要する経費に充て  
ること。

会計歳入歳  
出予算に計  
上して基金  
に積立て

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。